

地球温暖化対策に寄与する機器の導入に対する支援の拡充について

東 海 部 会 提 出

説明担当 春日井市

(理由)

平成21年9月に開催されました国連気候変動首脳会合での首相演説において、2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減することを目指すという新たな中期目標が表明され、今後一層の地球温暖化対策を推進していくものとなりました。

国は、これまでも化石燃料に依存するエネルギーから脱却した低炭素社会の実現に向け、自然エネルギーの導入促進やエネルギー利用効率の高いシステムの導入促進を図る補助事業や啓発事業などの様々な施策を実施されており、中でも平成17年度で一旦廃止した住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助事業を平成20年度の途中から再開されています。また、平成21年度から販売が開始されました民生用燃料電池システムの導入についても、新たに補助事業を実施されています。

しかしながら、我が国における温室効果ガス排出量の現状は、平成20年度の速報値で1990年に比べ1.9%の増加（二酸化炭素換算）となっており、今後10年間で1990年比25%削減の達成は非常に厳しい状況であります。

現在、多くの地方公共団体では、市民が設置する地球温暖化対策に寄与する機器の導入について、独自の補助事業を実施しておりますが、この地球温暖化という世界的な問題に、国と地方が丸となって対策を講じていくためにも、個人や地方公共団体、企業などが太陽光発電システムや太陽熱利用システム、小型風力発電、小型水力発電、高効率エネルギーシステム、燃料電池などこれらの機器を導入する際に、国による補助事業の創設や再開、継続、拡充、支援を要望します。